

2025 年度
日本てんかん学会認定包括的てんかん専門医療提携施設連合
申請書類作成の手引き

2025 年度日本てんかん学会認定包括的てんかん専門医療提携施設連合認定申請を 2025 年 3 月 1 日より開始いたします。認定審査を希望する施設の担当者は、日本てんかん学会認定包括的てんかん専門医療提携施設連合申請書ならびに以下に示す申請に必要な書類（書類 1 から書類 10）を電子メールで日本てんかん学会事務局に **2025 年 5 月 31 日**までにお送りください。2025 年度審査より「包括的てんかん専門医療提携施設連合の定義・あり方・基準 2024 年承認版」が適用されています。認定審査は日本てんかん学会てんかん専門医療施設検討委員会が行い、それに関わる事務は日本てんかん学会事務局が行います。申請書類によって知り得た個人情報は他に漏れることとないよう日本てんかん学会事務局で厳重に管理されます。2025 年度包括的てんかん専門医療提携施設連合認定証発行日は 2025 年 10 月 1 日、認定期間は 2025 年 10 月 1 日～2027 年 9 月 30 日です。

日本てんかん学会

理事長 川合謙介

てんかん専門医療施設検討委員会

委員長 山内秀雄

注意 1) 書類 1 の 1)、2)、4)、5) については 2025 年 4 月 1 日時点での情報に基づき記入してください。書類 1 の 3)、6)、7) と書類 4 から書類 10 については認定する年の前年 4 月 1 日から認定する年の 3 月 31 日までの施設実績状況が認定審査対象期間です。

注意 2) 下記の記載における匿名化番号とは申請者側で発番した連結可能匿名化番号をさします。それぞれの書類に固有の発番をしても問題ありません。

注意 3) 書類 1、書類 4、書類 6（合同てんかん症例検討会のリスト一覧表）、書類 7、書類 8、書類 9、書類 10 は申請用エクセルシートに記入した後 PDF 化してください。書類 2、書類 3、書類 5、書類 6（各合同てんかん症例検討会時の開催日、出席者、その所属部署（診療科）、職種が明記された書類）は複写したものを PDF 化し、申請書と書類 1 から書類 10 は 1 つのファイルにまとめてご提出ください。なお、申請書類ファイルはパスワードで開封できるようにしていただき、パスワードは申請書類ファイル添付送信メールとは別のメールでお送りください。

注意 4) 第 19 回・第 20 回てんかん学研修セミナー受講者は、包括的てんかん専門医療提携施設連合施設条件 2) に記載されている日本てんかん学会が主催する教育的セミナーを毎年受講した者と認めます。

注意 5) てんかん診断名は日本てんかん学会ウェブサイトに掲示されている下記の資料を参考にして記載してください。

ILAE てんかん発作型・分類 2017：日本語版

<https://jes-jp.org/jes/images/jes-image/tenkanbunrui2017.pdf>

『2022 ILAE てんかん症候群』和訳

<https://jes-jp.org/jes/epilepsy-detail/2022ILAEepilepsia.html>

注意 6) 各施設は「包括的てんかん専門医療提携施設連合の定義・あり方・基準 2024 年承認版」8) に

示される①～④の診療実績のうちいずれか1つないし複数を満たし、かつ提携施設連合全体で①～④のすべてを満たすこととされています。①～④の各診療実績が複数施設の診療実績の合計で満たされればよいということではないことにご注意ください。

申請に必要な書類

書類1. すべての項目を記入した包括的てんかん専門医療提携施設連合認定申請チェックシート。「施設名①（運営責任施設）」とは、提携施設連合を構成する施設の中から指定された運営の責任を負う施設を指します。

書類2. 書類1—2)に記載した日本精神神経学会、日本神経学会、日本脳神経外科学会、および日本小児神経学会が認定する当該施設に勤務する常勤の専門医の各学会専門医認定証（2025年4月1日が有効期間内のもの）。ここでいう当該施設とは包括的てんかん専門医療提携施設連合認定を申請する施設を指します。

書類3. 書類1—2)に記載した常勤の専門医の日本てんかん学会専門医認定証、ないし第19回・第20回てんかん学研修セミナー受講証明書。常勤てんかん専門医は2名以上おり、それらは互いに異なる診療科専門医であること。

書類4. 長時間ビデオ脳波同時記録に基づくてんかん診断実績リスト（匿名化番号、てんかん診断名、実施日が記載されたもの、いずれかの施設で50件以上が記載されていれば可、複数の施設で合算した件数が50件以上であっても基準は満たしません）。

書類5. 包括的てんかん専門医療提携施設連合基準5)に記載されている「てんかん医療を運営するための委員会」の名簿（氏名、所属部署（診療科）、職種が明記されたもの）と「てんかん医療を運営するための委員会」会議が開催された時期と出席者、その所属部署（診療科）、職種が記載された議事録（3回分以上記載されていれば可、議事内容は削除可）。

書類6. 包括的てんかん専門医療提携施設連合基準6)に定められた合同てんかん症例検討会のてんかん診断名、討論内容および施設基準2)に該当する専門医出欠状況（出席は○を記載）を示すリスト（エクセルファイル）。合同てんかん症例検討会は12回以上開催されていることが示されていれば可。各検討会時の開催日、出席者、その所属部署（診療科）、職種が明記された書類で4つのてんかん担当診療科医師と医師以外のてんかん診療を担当する医療従事者の関与している事実を示すものを添付してください（自筆による芳名帳が望ましいがインターネットによる開催の場合は参加を証明する記録で上記必要事項が記載されたもの）。

書類7. てんかん手術実績リスト（匿名化番号、てんかん診断名、術式、実施日が記載されたもの、いずれかの施設で年間10件以上記載されていれば可、複数の施設で合算した件数10件以上であっ

ても基準は満たしません)。なおてんかん手術とはてんかんの治療を目的とする手術であり、脳深部刺激療法 (DBS)、迷走神経刺激装置植込術 (VNS)、頭蓋内電極留置術等を含みます。なお、電極抜去術・刺激装置交換術はてんかん手術とは認められませんのでご注意ください。

書類 8. てんかん重積状態の入院診療実績リスト (匿名化番号、てんかん重積状態の原因となった疾病名、入院日が記載されたもの)。なお、てんかん重積状態の定義は、日本神経学会監修「てんかん診療ガイドライン」(ISBN 978-4-260-03549-1) (2018 年 3 月発行) に記載されている定義に従うものとします。いずれかの施設で 30 件以上記載されていれば可、複数の施設で合算した件数が 30 件以上であっても基準は満たしません。

書類 9. いずれかの施設で、てんかんに併存する精神医学的問題に対する専門的診断および診療、あるいはてんかんと鑑別を要した精神症状に関する診療を行った実績リスト 10 例を匿名化番号、てんかん診断、精神科診断、ICD または DSM による診断、診療開始日、審査対象期間内最終診療日、精神科的対応を以下の点に注意して記載してください。複数の施設で合算した件数が 10 例であっても基準は満たしません。

1) リスト内にはてんかんに特有あるいは密接に関連する病態・症状を 3 例以上含めてください。

例: 発作後精神病、発作間欠期精神病、交代性精神病、de novo 精神病、発作間欠期不快気分症、心因性非てんかん性発作、抗発作薬による精神症状など。てんかん (性) 精神病」のような大括りの診断名は望ましくありません。

2) 精神科診断の欄には、上記のてんかんに特有あるいは密接に関連する病態・症状、あるいは精神科従来診断名 (うつ病、統合失調症など。ICD または DSM による診断名でも可) を記載してください。

3) ICD または DSM による診断名の欄には、ICD-10、DSM-5、DSM-5-TR のいずれかによる診断を記載して下さい。精神科診断の欄に ICD または DSM による診断をすでに記載した場合は、本欄は省略で結構です。なお、今後 ICD、DSM の改定に応じて本基準を変更する場合があります。

4) 精神科的対応については、選択肢の中で行ったものに○をつけてください。複数選択可能です。行った対応や治療が選択肢にない場合は、その他の欄に記載してください。

書類 10. いずれかの施設で、指定難病・小児慢性特定疾患に合併した薬剤治療抵抗性てんかんの診療を行った実績リスト (匿名化番号、てんかん診断名、指定難病・小児慢性特定疾患名と診療開始日と審査対象期間期間内の最終診療日が記載されたもの)。複数の施設で合算した例数が 30 例であっても基準は満たしません。

連絡・問い合わせ先 お問い合わせはメールでお願いいたします。

〒187-0031 東京都小平市小川東町 4-6-15 日本てんかん学会事務局

jes-oas@umin.ac.jp